

胃がん検診のためのチェックリスト【検診実施機関用】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	(公財)ふくおか公衆衛生推進機構	(一財)医療情報健康財団	(公財)福岡労働衛生研究所	(一社)日本健康倶楽部	宗像医師会病院健診センター	遠賀中間医師会おんが病院健診センター	ヘルスポートクリニック	(一財)西日本産業衛生会	芦屋中央病院	飯塚医師会健診センター	朝倉市国民健康保険直営朝倉診療所	
1. 受診者への説明												
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 精密検査の方法について説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 精密検査結果は市町村等へ報告すること、または他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 検診の有効性に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあることなど、がん検診の欠点について説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 検診受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	県内平均
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 問診、胃部エックス線撮影、胃内視鏡検査の精度管理												
(1) 検査項目は、問診に加え、胃部X線検査または胃内視鏡検査のいずれかとしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書で明らかにし、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準(※1)を満たしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 胃部エックス線撮影に携わる技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得しているか	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
(9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わる技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10) 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にし、仕様書に明記しているか	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
	10	10	10	10	8	10	9	10	10	10	9	県内平均
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.0%	98.1%
3. 胃部エックス線読影の精度管理												
(1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医であるか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	県内平均
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4. 胃内視鏡画像の読影の精度管理												
(1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル(※2)を参考に行っているか	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○
(2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行っているか	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○
(3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得しているか	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○
(4) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○
(5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○
	5	5	5	5	0	5	0	5	5	0	5	県内平均
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
5. システムとしての精度管理												
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言があった場合は、それを参考に改善に努めているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	県内平均
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実施率(全体)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.9%	99.4%

※1 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会発行「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)」を参照

※2 日本消化器がん検診学会発行「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」(2017年度発行)参照